

議案第十五号

令和6年度港区立青山生涯学習館の臨時休館について

令和六年二月十四日

港区教育委員会

令和6年2月14日
教育委員会議案資料 No. 6

令和6年度港区立青山生涯学習館の臨時休館について

審議内容

港区立生涯学習館条例第4条第2項の規定に基づき、令和6年度は港区立青山生涯学習館を次のとおり臨時休館します。

1 臨時休館日

令和6年 6月10日（月）、令和6年9月 9日（月）、
令和6年12月 9日（月）、令和7年3月10日（月）

<参考> 休館日

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

2 理由

消防設備点検、定期清掃等のため

3 告示日

令和6年2月16日（金）

4 利用者への周知方法

広報みなど、区ホームページ、港区施設予約システムのお知らせ欄、区X（旧Twitter）、施設への掲示等により周知します。